

共済だより



三方五湖ネイチャーカルーズ(美浜町)



主な内容

新年のごあいさつ	2
退職予定のみなさまへ	3
被扶養者認定の更新・取消手続きについて	6
令和8年4月から「子ども・子育て支援納付金」が始まります	9
医療費通知を送付いたします!	9
アイススケート・スキーリフト利用助成	10

入学・修学貸付のご案内	11
令和6年度 特定健康診査・特定保健指導の実施結果	12
70歳以上の外来診療に係る高額療養費の取扱いについて	15
マイナ保険証の利用について	16
年金者連盟からのご案内	17
組合員貯金について	18

福井県市町村職員共済組合

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください。



共済組合ホームページも
併せてご覧ください

►<https://www.fukui-kyosai.jp>

新年のごあいさつ



理事長 西 行 茂

新年明けましておめでとうございます。

組合員並びにご家族の皆様には、健やかに新春をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

また、皆様には、当組合の事業運営にあたりまして、平素より多大なるご理解とご協力を賜っておりますこと、心より深く感謝申し上げます。

さて、共済組合を取り巻く環境は、少子高齢化や働き方改革に伴う政策のもと、順次制度の改正が進められております。

長期給付(年金制度)に関しましては、昨年6月20日に、令和6年財政検証結果を踏まえた「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が公布されました。主な改正内容としては、社会保険の加入対象の拡大、在職老齢年金制度の見直し、遺族年金の見直しなどがあり、これらは本年4月以降、順次実施されることとなっております。

また、短期給付関係では、昨年4月に「育児休業支援手当金」及び「育児時短勤務手当金」が創設されましたが、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、本年4月からは共済組合が医療保険者として子ども・子育て支援納付金を納付する義務を負うことになります。共済組合では、これらの制度改正に適宜対応してまいります。

保養所「越路」におきましては、昨今の情勢により、経営に要する費用の高騰が続いていることから、昨年10月に宿泊プランを見直すとともに料金を改定いたしました。来客数も増加傾向にあることから、これからも経営改善に努めてまいります。

貯金事業につきましては、引き続き多くの皆様にご利用いただいております。今後も皆様からお預かりした大切な資産を、安全かつ効率的に運用するとともに、市場金利の上昇も考慮し、次年度に向けて適切な利率設定を検討する所存です。

このように、共済組合を取り巻く環境は、日々変化を続けておりますが、共済組合制度の健全な運営と組合員・ご家族の皆様の福祉の向上のため、役職員一同最善の努力をしてまいる所存でございますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、各自治体のご発展とともに、新しい年が組合員の皆様にとって幸多き年になりますようお祈り申し上げまして、新年のごあいさつとさせていただきます。

謹賀新年

理事長 西 行 茂
(福井市長)
理事長職務代理者
佐々木 勝久
(鯖江市長)
石山 志保
(大野市長)
杉本 和範
(小浜市長)

監事 西村 岩崎 一伸 ほか職員一同	議員 竹内 内川 一伸 正倫	議員 森好 弘拓 正人 (若狭町職員)	議員 柳中 好直 人 (勝山市職員)	議員 原拓 人 (勝山市職員)	議員 田中 好直 人 (勝山市職員)	議員 松本 弘拓 人 (勝山市職員)	議員 板本 正人 (福井市職員)	理事 横井 利弓 人 (福井市職員)	理事 落合 直弓 人 (福井市職員)	理事 中山 圭祐 (福井市職員)	理事 中久 樹 (高浜町長)	理事 西嶋 浩克 (高浜町長)	議員 高田 浩樹 (高浜町長)	議員 仲倉 典克 (南越前町長)	議員 池田 禎孝 (坂井市長)	議員 山田 賢克 (越前市長)	議員 米澤 光孝 (坂井市長)	議員 杉本 和範 (敦賀市長)	議員 石山 志保 (敦賀市長)	理事 佐々木 勝久 (鯖江市長)			
事務局長 西行 茂 (福井市長)	議員 西嶋 久 (高浜町長)	議員 高田 和範 (南越前町長)	議員 山田 賢克 (南越前町長)	議員 池田 禎孝 (坂井市長)	議員 米澤 光治 (敦賀市長)	議員 杉本 和範 (敦賀市長)	議員 石山 志保 (大野市長)	議員 佐々木 勝久 (鯖江市長)	議員 西嶋 久 (高浜町長)	議員 高田 和範 (南越前町長)	議員 山田 賢克 (越前市長)	議員 池田 禎孝 (坂井市長)	議員 米澤 光治 (敦賀市長)	議員 杉本 和範 (小浜市長)	議員 石山 志保 (鯖江市長)	議員 佐々木 勝久 (鯖江市長)	議員 西嶋 久 (高浜町長)	議員 高田 和範 (南越前町長)	議員 山田 賢克 (越前市長)	議員 池田 禎孝 (坂井市長)	議員 米澤 光治 (敦賀市長)	議員 杉本 和範 (小浜市長)	議員 石山 志保 (大野市長)

退職予定のみなさまへ

医療保険制度

在職期間中は、共済組合の組合員として、マイナ保険証等を使用し医療機関などで保険診療を受けることができます。

しかし、退職されますと、共済組合の組合員ではなくなりますので、**退職日の翌日から使用できなくなります。**

つきましては、マイナ保険証を利用できないため「資格確認書」等を利用していられる方は、**退職後、遅滞なく「資格確認書」等を所属所担当課へ必ず返還していただき、次の①～④いずれかの医療保険制度に加入する手続きを行ってください。**

1 任意継続組合員制度〈共済組合〉

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方が、退職後も引き続き在職期間中と同様に、共済組合からの短期給付（保険給付）を受けることができる医療保険制度です。

また、特定健康診査（保健事業）、貯金事業（福祉事業）など共済制度の一部についても在職期間中と同様の適用を受けることができます。

「加入届出」 「任意継続組合員資格取得申出書」を退職後20日以内（退職の日を含むため、3月31日退職の場合は、4月20日共済組合必着）に退職された所属所を経由し、共済組合へ提出してください。

「加入期間」 任意継続組合員の資格取得日から**最長2年間^{※1}**です。
※1 中途で脱退することもできます。

「掛金」 任意継続組合員に係る1月あたりの掛金は、次のとおり計算し、納入していただきます。
 短期任意継続掛金 = 「標準報酬の月額」^{※2} × 掛金率(104.0‰)
 （参考：令和7年度短期任意継続掛金 最高限度額：37,440円）
 介護任意継続掛金 = 「標準報酬の月額」^{※2} × 掛金率(16.6‰)
 （参考：令和7年度介護任意継続掛金 最高限度額：5,976円）
 ※2 「標準報酬の月額」…「退職時の標準報酬」と「上限となる標準報酬の月額（360,000円）」を比較し、いずれか低い額とします。
注意 「掛金率」及び「上限となる標準報酬の月額」は、年度毎に算定します。

掛金の納入方法 ①口座振替（一括前納）^{※3} ②口座振替（毎月）^{※3} ③振込依頼書（一括前納） ④振込依頼書（毎月）
 ※3 口座振替につきましては、福井銀行口座からの引き落としとなります。

2 国民健康保険制度〈市町村〉

住所地の市町村が保険者となり、市町村から保険給付を受ける医療保険制度です。

加入手続きや保険料の算定については、住所地の市町村役場で確認してください。

3 被用者保険制度〈全国健康保険協会（協会けんぽ）等〉

退職後、再就職により勤務する事業所にて加入する医療保険制度です。

加入手続きや掛金については、勤務先事業所にて確認してください。

注意 再就職を予定されている方は、再就職先における医療保険制度の加入について事前に確認していただき、任意継続組合員の申請との重複がないようお願いします。

4 被扶養者〈ご家族の方が加入される被用者保険〉

被扶養者認定の基準については、健康保険組合等によって異なっておりますが、退職後の収入状況や家族の生計状況など一定の条件を満たしている場合には、家族の被扶養者として認定されます。

注意 健康保険組合等によっては、年齢及び収入の条件を満たす場合であっても家族の被扶養者に認定されないことがありますので、退職される前に、家族の方が加入されている健康保険組合等にて、被扶養者に認定されるか十分に確認していただき、任意継続組合員の申請との重複がないようお願いします。

介護保険制度

介護保険にかかる保険料は、40歳から64歳までの方については、加入している医療保険制度の保険料と併せて納入することとなります。

ただし、65歳以上の方が年間18万円以上の年金を受給する場合は、医療保険料と介護保険料の合計額が年金額の半額以下の場合、保険料が年金から控除される「特別徴収」となります。

その他の方は、口座振替や払込書納付などの各市町の取扱方法によることになります。

<お問合せ先 健康管理課>

年金制度

退職時に、「退職届書」を所属所担当課へ提出してください。

年金受給資格を満たした時点で、新たに老齢厚生年金の請求手続きを行っていただきます。

老齢厚生年金の受給資格要件

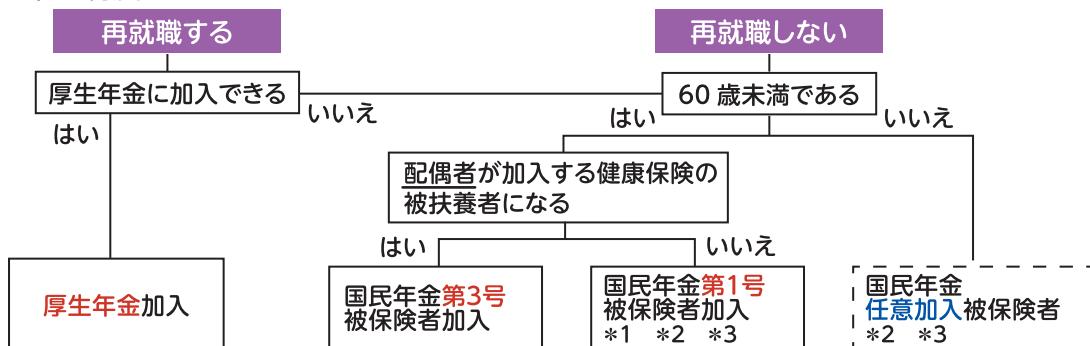
- 65歳以上であること(注1)
- 1月以上の組合員(被保険者)期間を有すること
- 被保険者期間等が10年以上あること(注2)

(注1) 特定消防組合員(消防司令以下のお消防職員であった方で、退職時または60歳時点まで引き続き20年以上消防職員として在職していた組合員)については、生年月日により支給開始年齢の特例があります。

(注2) 被保険者期間等とは、次に掲げる期間を合算した期間をいいます。

- ・民間企業等の厚生年金被保険者期間
- ・地方公務員、国家公務員の厚生年金被保険者期間
- ・私立学校教職員共済制度の厚生年金被保険者期間
- ・国民年金の加入期間(第3号被保険者、免除期間等を含む。)

退職後の年金制度



*1 市区町村の国民年金担当課等で手続きが必要です。

*2 60歳未満の被扶養配偶者がいらっしゃる方は、市区町村の国民年金担当課等で第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きが必要です。

*3 国民年金の保険料は月額 17,510 円です。(令和 7 年度)

「退職予定者説明会」及び「年金説明会」の開催について

年金支給開始年齢の引き上げにより、退職から年金支給開始までが長期間となる現状を踏まえ、年金支給開始年齢に到達される方々を対象に「年金説明会」を開催し、年金制度や請求手続き等についてご説明しております。

令和7年度については、11月・12月に嶺北4会場、嶺南3会場で開催いたしました。

年度末退職者を対象とした「退職予定者説明会」につきましては、嶺北：1月21日(水)、嶺南：1月15日(木)に開催を予定しております。

<お問合せ先 年金課>

保健事業

○長期勤続者宿泊優待・・・当組合の組合員期間が25年以上で退職された方は、本人+1名様を越路に優待いたします。
(一泊2食分(無料))

※退職後も引き続き当共済組合の組合員となった場合は、当共済組合の組合員の資格を喪失した際に優待いたします。

○任意継続組合員の方は、直営・協定保養所利用助成、家庭用常備薬斡旋、特定健康診査、特定保健指導を引き続きご利用いただけます。

<お問合せ先 健康管理課>

貯金事業

退職後、任意継続組合員になる方は任意継続組合員である期間中、継続して組合員貯金をご利用いただけます。(自動継続のため、手続き不要です。)

任意継続組合員にならない方は、組合員貯金をご利用いただけませんので、解約手続きが必要です。解約請求書を各所属所の共済組合事務担当課へ提出してください。

解約金は4月30日に共済組合登録口座へ送金します。

※解約金送金日まで共済組合登録口座を解約しないでください。

貸付事業

退職後、貸付事業をご利用いただけません。退職時に貸付金残高がある場合は、即時全額償還していただきます。退職後、任意継続組合員となった場合も同様です。

また、常時勤務の再任用者等として組合員資格が継続する場合であっても、退職手当が支給される場合には、即時償還していただきます。

償還方法は、原則、退職手当からの控除になりますが、退職手当支給日前に振込書での一括償還も可能です。償還方法について、所属所を通じて調査いたします。

<お問合せ先 総務企画課>

保険制度

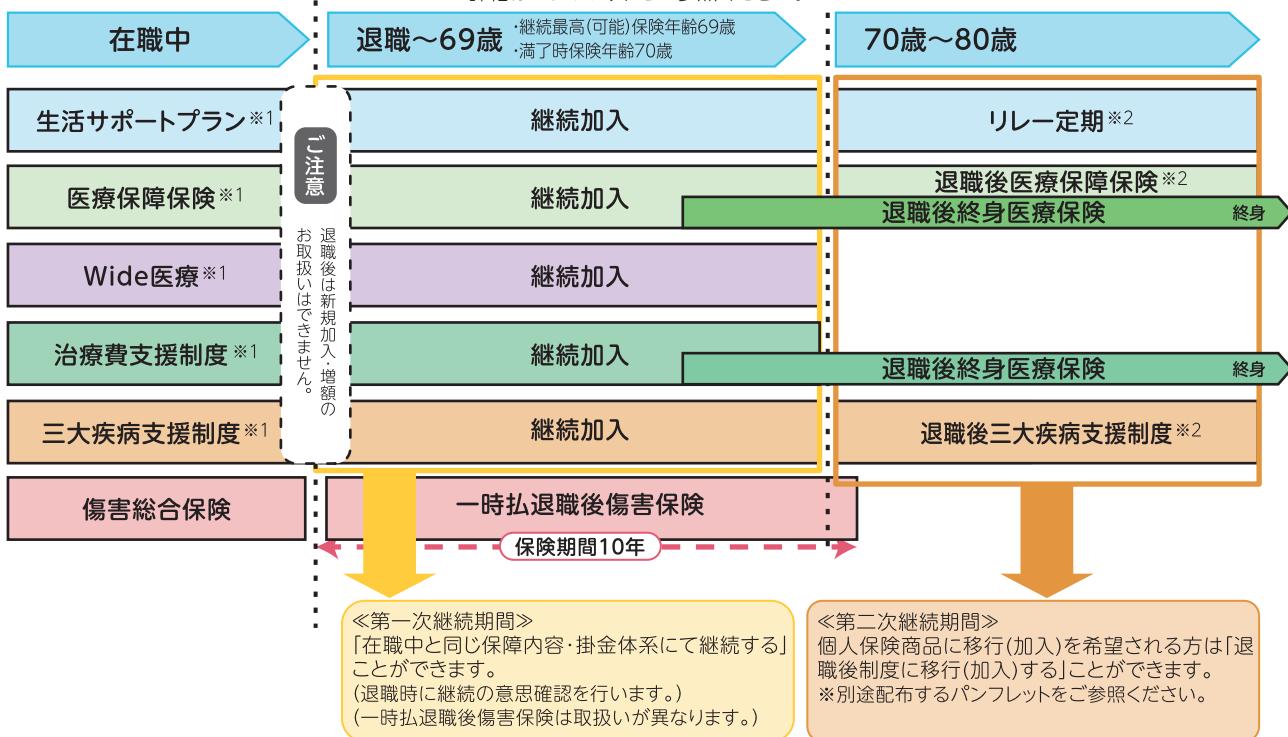
◆生活サポートプラン

●「生活サポートプラン」は退職後も69歳まで在職中と同じ保障内容・掛金体系で継続できます。

退職後継続・加入のイメージ

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

※詳細はパンフレットをご参照ください。



◆つなぎ積立年金

●「つなぎ積立年金」にご加入の方は、ご退職前に積立金の受取り手続きをお願いいたします。

※「つなぎ積立年金」の年齢は満年齢です。※詳細はパンフレットをご参照ください。

	コース	一般コース	個年コース	
年金	年金受取の受給資格	掛金払込完了年齢に達したとき、または加入2年以上かつ満50歳以上でこの制度から脱退した時。	掛金払込完了年齢に達したとき、または加入10年以上かつ満50歳以上でこの制度から脱退した時。	
	積立満了時に選択できる年金種類	5~15、20年確定年金 10、15年保証期間付終身年金 10~15、20年前厚型確定年金 10、15年保証期間付前厚型終身年金 ※一般コースの年金受取は、 初年度年金額が1万円(前厚型は2万円)未満の場合は、 年金選択ができません。	10、15、20年確定年金 10、15年保証期間付終身年金 10、15、20年前厚型確定年金 10、15年保証期間付前厚型終身年金 ※個年コースの年金受取は、 ①支払期間が10年末満、②年金支給開始年齢が満60歳未満の場合は、確定年金の選択ができません。	
一時金	年金支払期日	年金は年4回(8月、11月、2月、5月)3カ月ずつに分けてお支払いします。		
【第一次継続期間の特長および注意点】				

・「生活サポートプラン」に加入後、再任用および会計年度任用職員等で勤務される方は「退職扱」となるため、退職後継続に関する手続きが必要です。

・職場復帰支援制度・長期所得補償保険は退職後継続加入の取扱いがありません。・在職中と同様に1年更新となります。

・退職後は指定の口座より毎月掛金を振替いたします。配当金も指定の口座に還付いたします。

(生活サポートプラン、医療保障保険、職場復帰支援制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。ただし、職場復帰支援制度は退職後継続ができないため、退職後2年目以降は配当金がありません。)

(口座振替に係る費用についてはご加入者さまの負担となります)

・退職後および退職時の新規加入・増額のお取扱いができません。在職中にご加入の制度に継続加入することができます。

(同額継続または減額のみのお取扱いとなります)

・退職後の更新については、毎年11月頃にご自宅宛に書類をお送りします。

※記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

※1 生活サポートプラン、医療保障保険、Wide医療、治療費支援制度、三大疾病支援制度の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

※2 リレー定期、退職後医療保障保険、退職後三大疾病支援制度の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

生活サポートプラン：年金払特約付半年払保険料併用特約付なども特約付新・団体定期保険【生命保険】、医療保障保険：短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】、Wide医療：医療保険【損害保険】、職場復帰支援制度：特定精神障害給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】、治療費支援制度：家族特約付き治療支援給付特約付き先進医療給付特約付き無配当団体医療保険【生命保険】、三大疾病支援制度：健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付、7大疾病保障特約付・がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約付集団無配当特定疾病保障定期保険(II型)【生命保険】、傷害総合保険：天災償償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付傷害総合保険【損害保険】、リレー定期：リビング・ニーズ特約、代理請求特約付(Y)付無配当医療保険、退職後三大疾病支援制度：リビング・ニーズ特約、代理請求特約付(Y)付無配当特定疾病保障定期保険(II型)、一時払退職後傷害保険：天災償償特約・熱中症補償特約・食中毒補償特約・賠償事故解決に関する特約付賠償責任保険付普通傷害保険、つなぎ積立年金：拠出型企業年金保険

<お問合せ先(有)エル・サポート・福井 電話0776(52)0133 平日(土日・祝日・年末年始を除く)9:00~17:00>

被扶養者認定 就職されたときには取消しの手続きが必要です

春になりますと、就職や進学など被扶養者の方の新生活がスタートします。

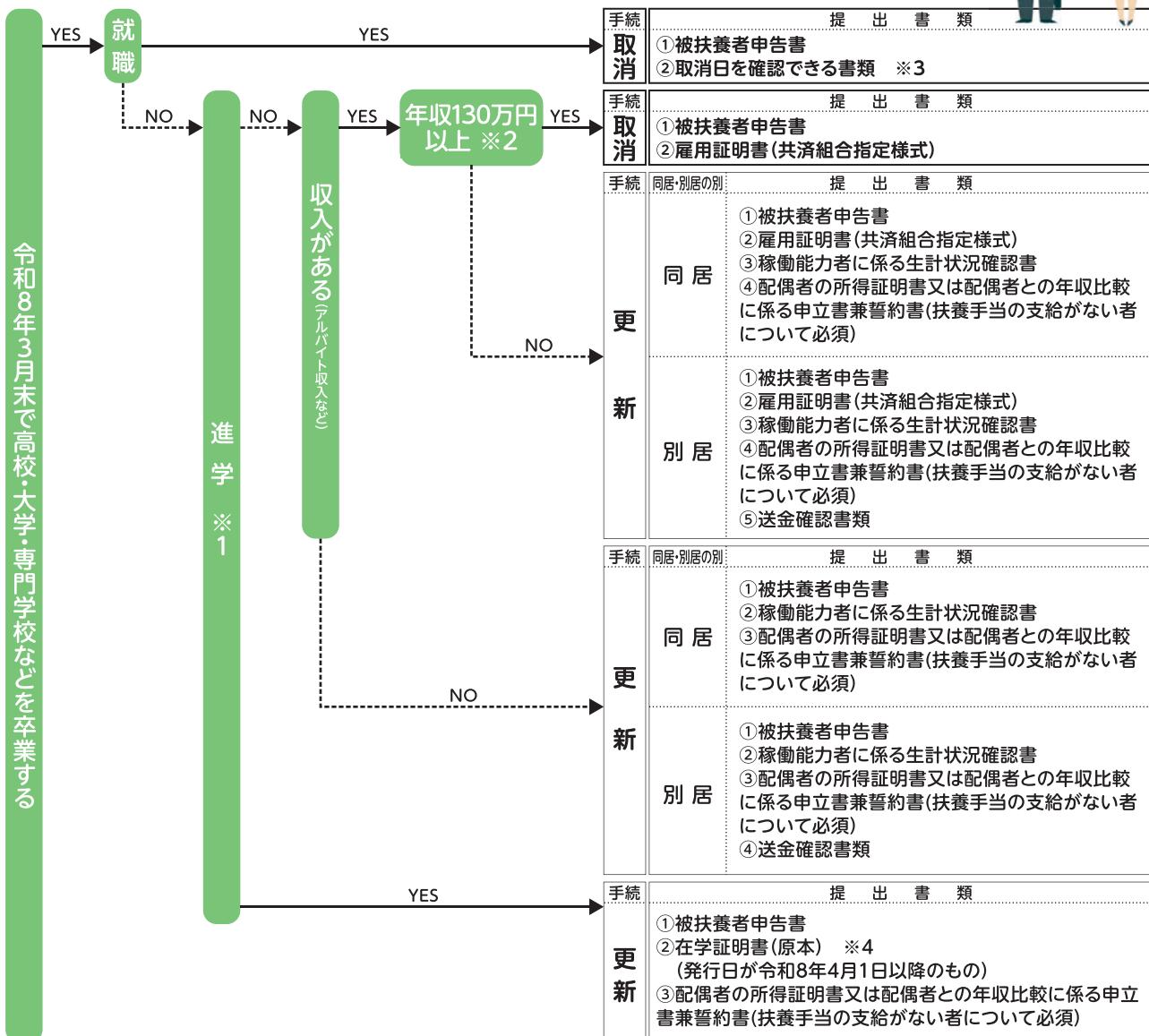
「就職される家族」がおられる方は、就職の事実発生後すみやかに被扶養者の取消申告をしてください。

また、進学などにより更新となる方についても、次のフローチャートにて、提出書類などを確認していただき、必要な書類のご準備をお願いします。

なお、令和8年2月を目処に各所属所の共済組合事務担当課を通じまして、18歳に到達する方又は有効期限が到来する方に対し、手続きに関するご案内をさせていただきます。



<被扶養者認定に関するフローチャート(学生)>



※1…通信制・夜間課程の学校、各種講座等の場合「雇用証明書」「送金確認書類」等が必要となる場合があります。

※2…ただし、19歳以上23歳未満の者である場合にあっては、「年額150万円以上の収入」と読み替えます。

年齢は、12月31日時点で判定しますので、

・令和7年12月31日時点の年齢が18歳である場合は、令和8年1月以降は「年額150万円以上の収入」です。

・令和7年12月31日時点の年齢が22歳である場合は、令和8年1月以降は「年額130万円以上の収入」です。

※3…「取消日を確認できる書類」とは、次の(1)～(4)をいいます。

★就職先で健康保険に加入する場合

(1)マイナポータルの資格情報画面の写し(2)資格確認書(3)資格情報のお知らせ、資格情報通知書

★雇用形態等により就職先で健康保険に加入しない場合

(4)雇用証明書(共済組合指定様式)

2～4月の更新時期に限り、「取消日を確認できる書類」に代わり、採用通知書の写等での手続きも受け付けます。

ただし、後日、必ず「取消日を確認できる書類」を提出してください。

※4…2～4月の更新時期に限り、「合格通知書(写)」「学生証(写)」での手続きも受け付けます。

ただし、後日、必ず「在学証明書(原本)」を提出してください。

〈留意事項〉

上記は一般的な事例のため、個々の事例によっては上記以外の書類の提出を依頼させていただく場合があります。

なお、主として組合員の収入により生計を維持する方が被扶養者の対象となります。よって、上記更新の条件を満たしていても、主として組合員の収入により生計を維持していない場合は更新できませんのでご注意ください。

<お問合せ先 健康管理課>

被扶養者の方が、就職、進学など予定されている方へ

被扶養者の更新・取消の届書の準備をお願いします。

被扶養者申告書を作成したら

事由発生日から **5日** 以内に提出をお願いします。

次の場合は、添付書類として追加の提出が必要ですので、ご留意ください。

☆進学した場合 4月以降の在学証明書が必要になります。

☆就職した場合 新しい医療保険者が発行する「資格情報通知書」等が必要になります。

更新・取消となる方以外にも新たに被扶養者の要件を備えることになった場合も、必要書類を調べたうえで、5日以内の提出をお願いします。

【主な認定事由発生日】

認定事由	認定日	添付書類
子どもが生まれた	出生日	組合員の配偶者の収入に関する書類
結婚した	入籍日	① 所得証明書もしくは同意書 ② 国民年金第3号被保険者関係届(60歳未満の配偶者の場合) ③ 基礎年金番号が確認できる書類(60歳未満の配偶者の場合) ④ 戸籍謄本
退職し、無職無収入となつたとき	退職日の翌日	① 所得証明書もしくは同意書 ② 国民年金第3号被保険者関係届(60歳未満の配偶者の場合) ③ 基礎年金番号が確認できる書類(60歳未満の配偶者の場合) ④ 健康保険の資格喪失が確認できる書類 または退職したことが確認できる書類 ⑤ 雇用保険受給資格者証の両面の写 (雇用保険を受給する予定がある場合)

【主な取消事由発生日】

取消事由	取消日	添付書類
就職し、健康保険に加入した	健康保険等の資格取得日	① 資格確認書(持っている方は返却) ② 新しい健康保険の資格取得が確認できる書類 または就職したことが確認できる書類
雇用保険を受給することになった	雇用保険の受給開始日	① 資格確認書(持っている方は返却) ② 国民年金第3号被保険者関係届(60歳未満の配偶者の場合) ③ 雇用保険受給資格者証の両面の写
被扶養者が死亡した	死亡日の翌日	① 資格確認書(持っている方は返却) ② 国民年金第3号被保険者関係届(60歳未満の配偶者の場合) ③ 死亡が確認できる書類

※個々の事例に応じて、表中の添付書類以外にも書類の提出をお願いする場合があります。

認定時の提出期限について

5日以内に書類が揃わない場合は、事由発生日から30日以内に揃えば、被扶養者の認定事由発生日に遡って認定します。

必要書類によっては、取り寄せるために時間がかかる書類(健康保険の資格喪失証明書など)がありますので、手続きについては、依頼先への手配など準備をお願いします。

<お問合せ先 健康管理課>

被扶養者資格確認調査の結果について

昨年7～9月に実施させていただきました「被扶養者資格要件確認調査」が終了いたしました。

皆様には、書類提出につきましてご協力をいただき、ありがとうございました。

調査結果につきましては、下記のとおりです。

調査結果	
対象被扶養者数	7,379 件
扶養手当支給件数	5,798 件
調査件数	630 件
取消件数	34 件

主な取消事由			
1. 就職(健康保険加入)	8 件	4. 生計維持者の変更	7 件
2. 給与収入等の増加	8 件	5. その他	4 件
3. 年金収入(決定・改定)の増加	7 件		

主な取消事由は「被扶養者の給与や年金収入の増加」や「生計維持者の変更」に伴う遡及取消です。

組合員の皆様におかれましては、被扶養者の就職などに伴う健康保険の加入状態や給与および年金の収入額を把握していただき、被扶養者の認定取消の手続きが必要となる場合は、速やかに取消手続きをお願いいたします。

営業所得・農業所得等がある方を被扶養者としている方へ

確定申告が2月中旬より始まります!

- 営業所得・農業所得などがある方を被扶養者としている方は、収入額を確認していただき認定基準年額を超える場合は、取消手続きをお願いします。
- 配偶者以外を被扶養者としている方で、配偶者に営業所得等がある場合は、組合員との収入比較のため、更新手続きや取消手続が必要となります。
- 認定基準額を超えない方も下記理由により確定申告等の関係書類が必要となりますので、必ず保管しておいてください。

※確定申告等の関係書類の保管理由について

共済組合では、毎年7～9月に被扶養者の資格調査を実施しています。その際に調査対象となる被扶養者の方で、営業所得等の恒常的な収入を得ている場合には、所得税法上の所得額と被扶養者認定を行う上での必要経費の捉え方が異なるため、確認書類として確定申告等の関係書類を提出していただいている。(確定申告等の関係書類には、市町村民税申告書も含みます。)

また、営業所得等がある方を新たに被扶養者認定申請を行う際も、確定申告等の関係書類が必要となりますので、ご注意ください。

資格喪失後は、「資格確認書」等は速やかに返還してください

マイナ保険証の利用ができないことで「資格確認書」の交付を受けている方が、退職した場合や、被扶養者として認定されている方が就職などにより資格を喪失された場合には、速やかに「資格確認書」等を返還してください。

また、被扶養者の認定更新をされた方についても、マイナ保険証の利用ができないことで「資格確認書」の交付を受けている方は、更新前の「資格確認書」を速やかに返還してください。

※「資格確認書」等 … 資格確認書、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証

資格喪失後の医療機関等の受診について

- ◆ 資格喪失後に医療機関等を受診する場合は、新たに加入した健康保険(全国健康保険協会、国民健康保険等)の資格情報のお知らせ(資格情報通知書)を窓口に提示し、「健康保険の変更」を申し出てください。
- ◆ 新たに加入する健康保険(全国健康保険協会、国民健康保険等)の資格情報のお知らせ(資格情報通知書)が交付されるまでの間に医療機関等を受診する場合は、窓口で「健康保険の変更手続き中」であることを申し出て、指示に従ってください。



資格喪失後に資格確認書等を使用して、医療機関等を受診した場合は、当組合が負担した医療費の全額を返還していただくことになります。

<お問い合わせ先 健康管理課>

令和8年4月から 「子ども・子育て支援納付金」が始まります

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の公布により、共済組合(医療保険者)は、国が決定する納付率による「子ども・子育て支援納付金」を国へ納付し、その費用は組合員(任意継続組合員も含む)から他の掛金等と併せて徴収することとされています。なお、「子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用」は、組合員の掛金と地方公共団体の負担金の折半となります。

医療費通知書を送付いたします!

当共済組合では、組合員又は被扶養者の適正な受診を心がけていただくため、7月と1月の年2回医療費通知書を送付しています。

1月発行の医療費通知書には事務処理の関係上、原則前年の9月診療分までしか記載されないため、確定申告する際、10月から12月診療分の申告については、納税者本人が医療機関等で交付された領収書を基に「医療費控除の明細書【内訳書】」を作成して対応していただくことになりますので、医療機関等で交付された領収書につきましても併せて保管をお願いします。

また、医療費通知書は医療保険上の世帯単位で作成するため、組合員と被扶養者が同じ通知書に記載されます。不都合がある場合には、当共済組合健康管理課までお申し出ください。医療費通知書の送付を停止させていただきます。

<お問合せ先 健康管理課>



三方五湖ネイチャーカルーズ(美浜町)



三方五湖ネイチャーカルーズは、久々子湖畔にある美浜町レイクセンターを拠点に、湖面から三方五湖の風光明媚な景色を満喫できる遊覧体験です。国内初となる再生可能エネルギーで航行する遊覧船で静寂性が高いため、湖の静けさと周囲の自然をゆっくり味わえます。冬の三方五湖は、毎年1万羽を超える渡り鳥が訪れる「野鳥の楽園」となり、マガモ、ホシハジロ、カンムリカツブリ、更にはオジロワシなど、豊かな生態を間近で観察できます。双眼鏡の貸出や日本野鳥の会のガイドによる「野鳥観察クルーズ」なども企画され、静けさの中に生命の息づきを感じられる貴重な体験が楽しめます。

お問合せ先

総務企画課	0776-52-7300
健康管理課	0776-52-7301
年 金 課	0776-52-7303
越 路	0776-77-3151

組合の状況

(令和7年11月30日現在)

組合員数	14,218人
(男)	6,088人
(女)	8,130人
任意継続組合員数	225人
被扶養者数	7,521人

実施中

アイススケート・スキーリフト利用助成

只今、アイススケートとスキーリフトの利用助成を組合員及びそのご家族を対象に実施しています。
冬ならではのスポーツで、寒さを吹き飛ばしましょう！



アイススケート利用助成

ご利用方法	アイススケート場受付で「リフレッシュ施設利用助成券」を提出すると、滑走料から助成券1枚につき400円が差し引かれます。(滑走靴料金等は利用者負担です)ただし、ハピリンクは、滑走料に対し1人につき1枚のみの使用になります。
--------------	--

指定アイススケート場	所 在 地	助 成 期 間 (予定)
ニューサンピア敦賀 TEL 0770-24-2111(代)	敦賀市吳羽町2番地	令和7年11月1日(土)から 令和8年5月6日(水)まで
ハピリンク	福井市中央1丁目 ハピリン前	令和7年12月19日(金)から 令和8年2月8日(日)まで

スキーリフト利用助成

ご利用方法	指定スキー場のリフト券販売窓口で「リフレッシュ施設利用助成券」を提出すると、助成券1枚につき400円を差引いた金額で指定リフト券が購入できます。
--------------	--

助成期間	令和7年12月1日(月)～令和8年3月31日(火)
-------------	----------------------------------

指定スキー場	所在 地	指 定 リ フ ト 券
九頭竜スキー場 TEL0779-78-2651	大野市	1日券、午前券、午後券、1回券、11回券
福井和泉スキー場 TEL0779-78-2711	大野市	1日券、午後券
スキー ジャム 勝山 TEL0779-87-6109	勝山市	1日券、午前券、午後券、2日券、1ポイント券、11ポイント券
新保ファミリースキー場 TEL0778-44-7787	池田町	1日券、午前券、午後券、11回券
今庄365スキー場 TEL0778-45-1115	南越前町	1日券、午前券、午後券、11回券

*リフト券の料金・営業日等は各スキー場にお問い合わせください。また、積雪の状況により営業されない場合が予想されますので、各スキー場にお問い合わせのうえ、ご利用ください。

お得に
健康づくり!!

★組合員限定★

契約スポーツジム特別会員月額料金利用



以下のスポーツジムを特別会員月額料金でご利用いただけます！

- 「ルネッス」 福井南店、福井西店、鯖江店、越前店、敦賀店
- 「HYPER FIT 24」 福井あわら店、福井丸岡店、福井坂井店、福井乾徳店、福井御幸店、福井鯖江店、福井武生店、福井武生店パワージム、福井敦賀店、福井小浜店、HYPER FIT GOLF福井小浜店

いずれも、事前申込で体験利用ができます。

詳細は、当組合ホームページの「特別会員利用契約スポーツジム」のバナーよりご確認ください。

<お問合せ先 健康管理課>

お子様の未来への 一歩を応援します! 入学・修学貸付のご案内

入学金・授業料・教材費・アパート賃貸料等、教育に係る費用を無理なく計画的に。ぜひご活用ください。



貸付の流れ	入学貸付	修学貸付
貸付申込書等を入手	受付可能時期	
貸付申込書は、共済組合・所属所の共済組合事務担当課にてお渡しします。 他に借入状況等申告書、借用証書等が必要 (共済組合HPからダウンロード可能)です。	入学が決まり次第 新年度：1月～／年度途中：随時	
貸付申込書類を所属所担当課へ提出	貸付の対象となる経費	
貸付申込書類の提出は、所属所の共済組合事務担当課へご提出ください。 所属所長の承認後、所属所の共済組合事務担当課から共済組合へ送付いただきます。	入学時に必要となる費用 入学金、教科書・制服代、敷金等	修学中に必要となる費用 授業料、教科書代、アパート賃貸料等
共済組合にて書類審査	貸付の限度額	
提出書類に不備があった場合、所属所を通して再提出等をしていただきます。 再提出等には時間がかかるため、お早めにお申し込みください。	給料月額の6月分(最高200万円) (10万円以上10万円単位)	1月あたり15万円(年間180万円) (10万円以上1万円単位) 1年ごとの申込みが必要 ・1月～3月に翌年度の貸付申込みをした場合の限度額 ⇒ 12月分(180万円) ・年度の途中に貸付申込みをした場合の限度額 ⇒ 貸付月の翌月から起算して3月までの残存する月数分
通知・振込	添付書類	
審査完了後「貸付金決定通知書」を所属所を通して配布します。 貸付金は共済組合へ登録されている組合員の口座へ送金します。 なお、貸付金の償還方法は給与控除です。 償還開始月は貸付月の翌月です。	・合格通知書の写 支払後に入学許可証の写 ・入学金以外の借入がある場合は、入学後に在学証明書(原本) ・支払予定の費用の金額確認ができる書類等(支払期限の記載があるもの) ・被扶養者でない子の場合は、戸籍または住民票(続柄が確認できるもの) その他、申込内容に応じて確認書類の提出を求めることがあります。	・入学前の場合は合格通知書の写、進級前の場合は申込時の在学証明書(原本) ・入学、進級後に在学証明書(原本)

注意事項

- ※ 支払い済の費用については貸付できません。
- ※ 入学貸付・修学貸付は随時貸付します。申込書類は、貸付希望日の10日前には共済組合に到着するよう、お早めに所属所の共済組合事務担当課へご提出ください。
- ※ 会計年度任用職員など任期のある組合員については償還金額等の取扱いが異なりますので、必ず事前に所属所の共済組合事務担当課または共済組合へご相談ください。
- ※ 貸付利率は、退職等年金給付に係る基準利率に応じて定められています。
- ※ 共済組合の償還月額と他の金融機関等に対する償還月額の合算額が、給料月額の30%を超えるときは貸付できません。

共済組合HPはこちらです



令和6年度 特定健康診査・特定保健指導の実施結果

共済組合では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者に対し「特定健康診査・特定保健指導」を実施しています。

令和6年度の「特定健康診査・特定保健指導」の実施結果については、昨年11月に確定し国への報告を行いましたので、その内容についてお知らせします。

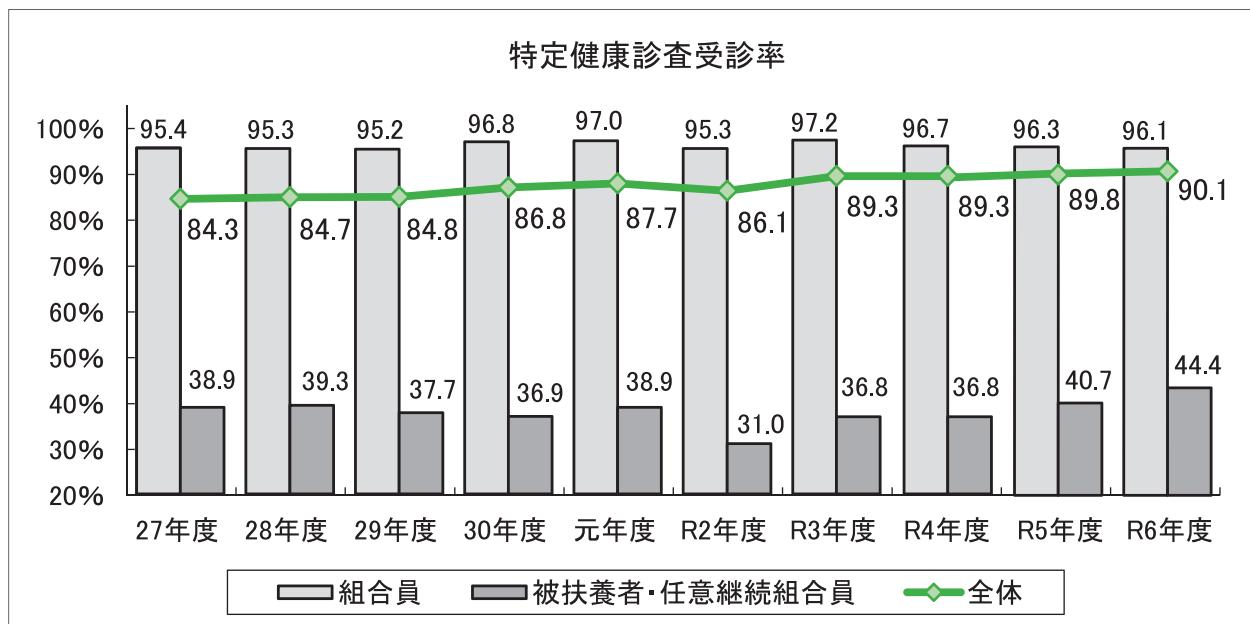


特定健康診査

組合員については、事業主健診や人間ドックを受診することにより特定健康診査を受診したとみなすことから、96.1%と高い受診率になっています。

一方、被扶養者及び任意継続組合員については、自宅に受診券を送付して住民健診会場や契約医療機関での受診を促しておりますが、受診率は44.4%と、上向き傾向ですが、依然として低い水準となっています。

全体の受診率は90.1%で、被扶養者及び任意継続組合員の受診率を伸ばすことが継続した課題となっています。



特定保健指導

特定健康診査の結果、生活習慣病を発症するリスクが高い方に対して、生活習慣や食習慣の改善を支援するのが特定保健指導です。高リスクの方を対象とする積極的支援と、それよりリスクが低めの方を対象とする動機付け支援を行っています。

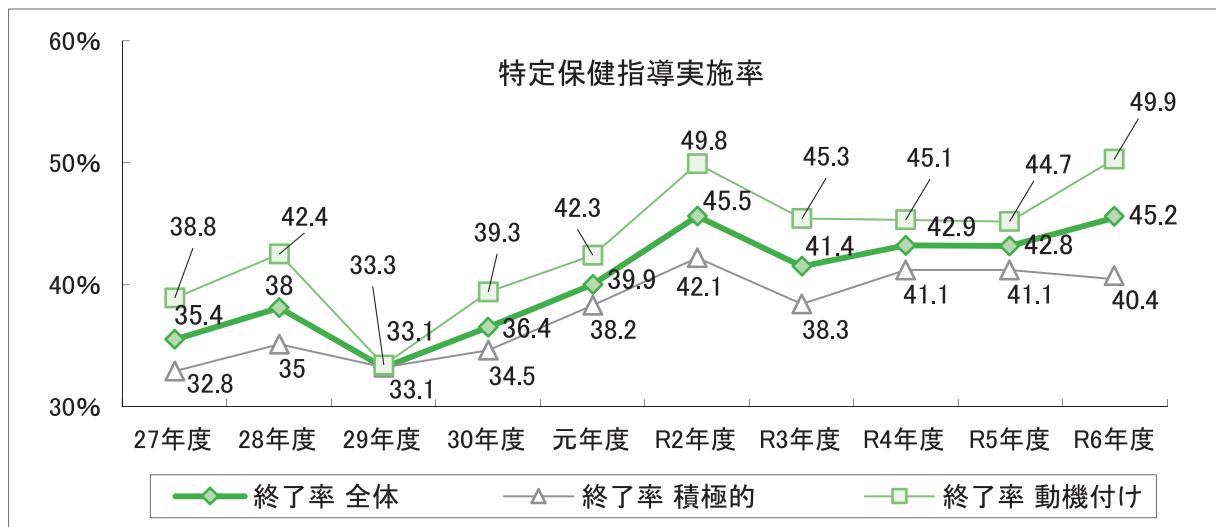
特定保健指導の実施は、事業主健診・人間ドック実施機関または専門業者であるSOMPOヘルスサポートに委託しています。

令和6年度の全体の終了率は45.2%で、着実に上向き傾向ではありますが、令和6年度以降のデータヘルス計画の国の最終目標である60%には届いておりません。

令和11年度に向けて、終了率を上げていく必要がありますので、特定保健指導の対象となられた方は必ずご利用くださいますようお願い申し上げます。



<お問合せ先 健康管理課>



生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、重症化後に後悔することになりかねません。命に関わる病気になる前に、生活習慣の見直しを行っていただきますようお願いいたします。

また、国が定める特定健診及び指導の実施率の基準を達成できないと、後期高齢者医療制度への支援金の加算(ペナルティ)対象となる場合があります。
実施率向上のため、特定保健指導を是非ご利用ください。

マイナポータルでの健康診断結果等の閲覧について

マイナポータルとは

政府が運営するオンラインサービスです。
行政手続きの検索やオンライン申請がワンストップでできます。

マイナポータル上でご自身の特定健診^{※1}や事業主健診等^{※2}の結果を閲覧できます。

※1 保険者が40~74歳の方を対象に実施する健診

※2 特定健診の検査項目の結果が事業主等から保険者に提供された場合に閲覧可

◎40~74歳の組合員の方

令和2年度以降に実施したものから直近5年分の健診結果が閲覧できます。

◎40歳未満の組合員の方

令和5年度以降に実施したものから直近5年分の健診結果が閲覧できます。

◎当組合が健診結果を受領次第、順次閲覧可能となります が、タイムラグがありますのでご了承ください。

登録対象外
となる場合

- ・妊娠婦等特定健診の除外対象者の場合
- ・特定健診の実施年度途中に加入、脱退等により異動した者の場合

【その他閲覧できる情報】

診療・薬剤情報、医療費通知情報、健康保険証情報 等



- ◆マイナポータルにログインしてサービスを利用するには、マイナンバーカードと利用者登録が必要です。
- ◆マイナポータルの詳細・利用者登録等については、上記マイナポータルサイトをご確認ください。

<お問合せ先 健康管理課>

ジェネリック医薬品差額通知の効果測定について

令和6年10月にジェネリック医薬品差額通知を送付した方のジェネリック医薬品への切替え状況をお知らせします。

差額通知を送付した方のうち、令和6年11月から令和7年6月までに約40%の方がジェネリック医薬品に切替えています。

ジェネリック医薬品に切替えたことで削減された金額(切替効果額)は、8か月間の累計で256,713円となりました。

ジェネリック医薬品とは?

新薬の特許期間満了した後に、同じ有効成分・効能で作られる医薬品です。有効性・安全性・品質について、国の厳しい診査をクリアしたものだけが承認されています。



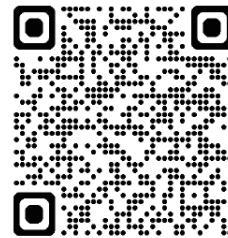
効き目や安全性は?

新薬と異なる添加剤が使用されることがあります、薬事法により新薬と同じ品質を保つことが義務付けられており、有効性、安全性及び品質について国が厳格な審査のうえ、製造・販売の承認を行っています。

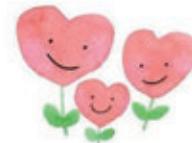
※ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

- ・後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金が窓口で必要となります。
- ・先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は必要ありません。
- ・新たな仕組みについては、厚生労働省ホームページでご確認ください。

右の二次元コードから関連ページにアクセスできます。



こころの健康カウンセリング



人間関係や生活のこと、仕事のことなど誰かに相談したいと思った時、当組合が提供する「こころの健康カウンセリング」をご利用してみてはいかがでしょうか。

メンタルヘルスのご相談について、臨床心理士等の心の専門家が、Webや電話によりカウンセリングを行います。

なお、同一臨床心理士等の電話または面談による継続カウンセリングは、年間5回まで無料です。

電話でのご相談は…

フリーダイヤル **0120-863-291**

メールでのご相談は…

右の二次元コードから
アクセスしてください ➔



※当組合ホームページからアクセスする場合のユーザー名とパスワードは共に「863291」です。

※プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。

ただし、生命の危険等、守秘の限界を超えると判断した場合を除きます。

※ご利用者の状況またはご相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

※ご利用の際の諸条件や地域、内容により、ご要望に添えない場合があります。

<お問合せ先 健康管理課>

70歳以上の外来療養に係る年間の高額療養費の取扱いについて

平成29年8月に70歳以上の高額療養費制度の自己負担限度額の上限額について見直しがあり、計算期間(毎年8月1日から翌年7月31日まで)のうち、基準日時点(計算期間の末日)の所得区分が「一般所得者等※」である70歳以上の組合員及び被扶養者について、「一般所得者等」であった月の外来療養に係る自己負担額が自己負担限度額である年間14万4千円を超えたときには、その超えた額を、年間の高額療養費として支給することとなっています。

計算期間の全期間において、組合員及び被扶養者であった方については、請求手続きが不要です。

しかし、計算期間の中途中で組合員及び被扶養者の資格取得又は喪失、かつ、自己負担額が上記の年間上限額を超える方については、以下の請求手続きが必要となりますので、該当すると思われる方は共済組合までご連絡をお願いします。

1. 基準日時点で当組合の組合員または被扶養者である場合(計算期間の中途中で資格取得)

外来年間合算を当組合で支給するため、次の書類を提出してください。

- ①高額療養費(外来年間合算)支給申請書 兼 自己負担額証明書交付申請書
- ②他の医療保険者が発行した自己負担額証明書(※)

2. 基準日時点で当組合の組合員または被扶養者でない場合(計算期間の中途中で資格喪失)

上記①の申請書を当組合へ提出いただくことで、「高額療養費(外来年間合算)自己負担額証明」(※)を交付しますので、基準日に加入している医療保険者へ請求手続きを行ってください。

※情報提供ネットワークシステムを活用した情報連携により、自己負担額を他の医療保険者に照会を行うことができる場合、不要となります。

一般所得者等とは…

- ①標準報酬の月額が26万円以下、又は市町村民税非課税の70歳以上の組合員
- ②70歳以上の被扶養者(組合員が70歳未満又は①に該当する場合に限る)

重複・多剤服薬を見直しましょう!

＼思い当たることはありますか？／

- ・複数の医療機関で薬を処方されている
- ・おくすり手帳がいっぱいある
- ・かかりつけ医・かかりつけ薬局を決めていない
- ・薬が多すぎて飲むのがつらい



患者自身や医師・薬剤師が服薬状況を管理しきれず、同じ効能の薬が重複して処方されていたり、必要以上に多くの薬が処方されていたりすることがあります。

特に高齢になると複数の持病を持つ人が増え、病気の数だけ処方される薬も多くなります。服薬する薬が多くなると、副作用が起こりやすくなったり重症化する可能性もあります。

服薬の適正化は、組合員の皆様の健康被害を防ぐためはもちろん、組合の医療費削減の観点からも重要です。

ただし、自己判断で服薬を減らしたり、中断したりすると、症状が悪化したり思わぬ副作用が起こることもありますので、必ず医師や薬剤師にご相談ください。

当組合においては、組合員の多剤服薬者(※)が10.2%、被扶養者においては6.9%の多剤服薬者がいます。(同月内・同一医療機関・同一成分の処方が14日以上のものを1剤と捉え、6剤以上を多剤服薬者とする。)

<お問合せ先 健康管理課>

「マイナ保険証」を利用されていますか？

「マイナ保険証」をご利用されると次のような
メリットがあります。

※「マイナ保険証」のご利用ができない方などには、当組合が発行する
「資格確認書」で受診することができます。



マイナンバーカードを使うメリット

手続きなしで高額医療の限度額を
超える支払いを免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

事故や災害時にもお薬情報が
共有されていて安心です

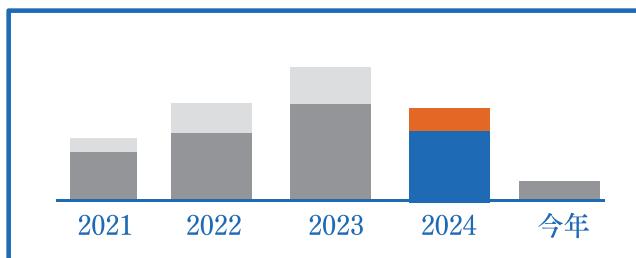
⚠️ ただし、非課税所得者の方は申出書の提出が必要です。

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。

また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

マイナポータルから医療費の状況や健康診査結果などを確認できます

医療費 保険診療にかかった費用 … 画面イメージ



2024 年

総額	11,960円
窓口負担相当額	3,588円
保健者の負担額	8,372円
その他の公費の負担額	0円

大切なお知らせ

マイナ保険証をお使いの場合は、**マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認のうえ、期限切れにご注意ください。**

※券面に記載がない場合

発行から5回目の誕生日までです。マイナポータルでも確認できます。

※電子証明書の更新手続き

市町村の窓口で満了日の3か月前から可能となっています。カードリーダーの画面にアラートが表示された場合には速やかに更新・再発行 手続きをを行うようお願いします。

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間(年末年始を除く)
平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

マイナンバーカードの
健康保険証利用につい
てもっと知りたい方は
こちら

ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

年金者連盟からのご案内

福井県市町村職員年金者連盟は、年金受給者の生活の安定と福祉の向上、会員相互の親睦、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的に、昭和56年12月に発足しました。
年金受給者だけではなく、組合員または組合員であった方も、連盟の目的に賛同していただける方は加入することができますので、是非ともご検討ください。

年金者連盟の事業

全国の仲間と連携し、国への陳情、年金改善のための運動を展開

がん保険・医療保険の
あっせん
団体扱いで85歳まで加入可

機関紙「連盟だより」
の配布
連盟の活動報告・年金情報等

長寿祝
喜寿祝・米寿祝

団体傷害保険
団体疾病保険
団体介護保険
のあっせん
団体割引で保険料30%割安

介護・健康相談サービス
フリーダイヤルによる相談

葬儀支援サービス
株式会社全国葬儀サービス

施設等入居優待割引
介護相談・施設入居家賃優待など

お引越し割引サービス
日本通運株式会社

会費について

①年金受給前の会員様は会費を徴収いたしません。年金支給開始後は、②の方法で徴収させていただきます。

②年会費は、支給年金額の1/1000です。(500円未満は500円です。)

毎年、4月の年金支給額より控除させていただきます。(加入初年度は、加入直後の年金から控除させていただきます。)

☆入会はあくまで任意ですので、趣旨にご賛同いただける方は是非ご入会ください。

入会は退職予定者説明会で配布する「加入届」をご投函ください。

☆ご不明な点は、共済組合年金課(0776-52-7303)までお問合せください。

保険募集業務にかかる個人情報の第三者提供について

共済組合が取り扱っている保険につきましては、共済組合と明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社及び損害保険ジャパン株式会社との間で締結した団体保険契約に基づき実施しています。また、共済組合との業務委託契約により有限会社エル・サポート・福井が保険業務を行っています。

共済組合は皆様の個人情報について、退職予定の皆様に対し退職後継続加入が可能な保険について募集を行うため、適切な安全管理のもと、必要な範囲内で保険会社等に提供(第三者提供)させていただくとともに、当該情報を保護するために厳正な取扱いを行います。

また、保険会社等に対しては、提供された個人情報の漏洩防止や目的以外の利用を行わないよう義務付け、厳重な管理、指導に努めます。

● 共済組合の取り扱う保険

ア.生活サポートプラン	イ.医療保障保険(医療特約)	ウ.Wide医療	エ.職場復帰支援制度
オ.治療費支援制度	カ.三大疾病支援制度	キ.傷害総合保険	ク.長期所得補償保険
ケ.つなぎ積立年金	コ.所得補償保険	サ.ゴルファー保険	
シ.団体地方公務員賠償責任保険	ス.一時払退職後終身保険	セ.リレー定期	ソ.退職後医療保障保険
タ.退職後三大疾病支援制度	チ.一時払退職後傷害保険	ツ.退職後終身医療保険	

● 共済組合が保険会社等に提供を行う個人データ

ア.組合員各位の所属所番号、組合員等番号、氏名、性別、生年月日、部課署コード、職員番号、送金先口座情報

イ.組合員各位の転出・転入情報

ウ.組合員各位の資格取得・資格喪失・退職予定情報

エ.組合員各位の健診結果データ(健康サポート・キャッシュバック特約の同意を得た方)

● 情報提供の手段

文書、共済組合が編集・加工した電磁的記録媒体の送付

● 団体保険契約の申込書及び請求書に記載されている個人情報の取り扱い

○ 利用目的

団体保険契約の事務手続き

○ 共済組合から保険会社等に提供される個人データ

保険金請求時の必要書類に記載される個人データ

(戸籍謄本に記載される氏名・続柄・本籍地等、住民票に記載される氏名・続柄等)

○ 情報提供の手段

加入申込書、保険金請求書、戸籍謄本等、共済組合へ提出された書類を送付により提供

個人情報提供の停止

以上の保険業務遂行にかかる皆様の個人情報を保険会社等に対し提供することに同意されない場合は、お申し出により提供を停止しますので、
共済組合あてご連絡ください。共済組合の個人情報保護に関する規定に従い対応させていただきます。なお、この場合は各保険のご案内ができなくなりますので、あらかじめご承知おきください。

※ 上記「保険会社等」とは、明治安田生命保険相互会社、明治安田損害保険株式会社、損害保険ジャパン株式会社及び有限会社エル・サポート・福井の4社をいいます。



本年も組合員貯金を よろしくお願ひいたします



いつも組合員貯金をご利用いただきありがとうございます。

組合員貯金は、**年利0.8%（半年複利）**の普通貯金です。（R8.1現在）

給与・賞与からお好きな金額（1,000円単位）を天引きするので、無理なく積立ができます。

一年の始まりに、将来に備えて組合員貯金を始めてみませんか？



新たに組合員貯金への加入 を希望する方



各所属所の共済組合事務担当課にて、
「組合員貯金加入申込書」をご提出ください。



給与・賞与積立の金額の変更 を希望する方



各所属所の共済組合事務担当課にて、
「変更届書」をご提出ください。

※組合員貯金の利率は、毎年4月に見直し年度間適用しますが、金融情勢等の変動を勘案し、年度中に変更する場合があります。

※復興特別所得税(0.315%)が令和19年12月31日まで加算されるため、利息に係る税率は20.315%です。

一部払戻について

- ・一部払戻を希望する場合は、「払戻請求書」の共済組合控を
払戻日の2営業日前共済組合必着で、各所属所の共済組合事務担当課から送付いただくか、直接共済組合へ送付ください。
- ・払戻日は、毎週「火・水・金」曜日です。（祝日を除く）
- ・2月11日（水）及び3月20日（金）は、祝日のため払戻はありません。
- ・右記の払戻日は、払戻請求書必着日にご注意ください。

注意事項

- ・ 払戻請求書は、1日1枚のみ受付可能です。
- ・ 郵便物の配達には投函から3日程度要します。
払戻請求書は、余裕をもってご提出ください。

1月から3月までの払戻注意日

払戻注意日	払戻請求書の当組合必着日
1月 6日(火)	12月26日(金)
1月13日(火)	1月 8日(木)
1月14日(水)	1月 9日(金)
2月13日(金)	2月10日(火)
2月24日(火)	2月19日(木)
2月25日(水)	2月20日(金)
3月24日(火)	3月19日(木)

臨時入金について

給与・賞与天引き以外の積立方法として、共済組合の貯金口座へ直接入金する「臨時入金」をご利用いただけます。

入金方法

- ・「組合員貯金払込書(臨時入金)」(2枚複写)の様式により、福井銀行本店・支店の窓口にてご入金ください。
(様式は、各所属所の共済組合事務担当課にございます。)
- ・様式を使用しない場合は以下の振込先にご入金ください。

振込先 金融機関：福井銀行(0147) 大和田支店(125) 口座番号：(普)1088515
口座名義：福井県市町村職員共済組合(フイケンシヨウソウショクインヨウサイキミアイ)

※依頼人欄に「組合員等記号・番号」と「組合員本人の氏名」を必ず記入または入力してください。

例:999-9999 キヨウサイ タロウ

※振込手数料は、別途ご自身でご負担ください。

注意事項

- ・臨時入金は、千円以上千円単位、1日1件のみ入金可能です。
- ・様式を使用し、福井銀行で入金いただくと振込手数料は無料ですが、他金融機関やインターネットバンキング等で入金いただく場合は、振込手数料はご自身でご負担いただきます。

<お問合せ先 総務企画課>

健康づくりセミナー を開催しました

RIZAPのセミナーを
以下の日程で開催しました。

セミナー内容	日程・場所
対面+オンラインセミナー 「ウォーキング編」	令和7年8月 2日 対面：福井県自治会館
オンラインセミナー 「睡眠編」	令和7年8月 23日

効果的な歩行法や快眠のための生活習慣等について、分かりやすく教えていただきました。

なお、2回とも令和7年10月中にアーカイブを配信いたしました。当日ご参加いただけなかった方にはもちろん、当日ご参加いただいた方にも復習としてご活用いただけました。

健康管理担当者研修会 を開催しました

とき：令和7年9月29日
場所：福井県自治会館

講演テーマ	講師
「健康データの現状分析について」	JMDC 濑山 真貴子 氏
「組織としてのメンタルヘルス研修」	コーピングデザイン 粕谷 幸佑 氏

各所属所の健康管理担当者、安全衛生管理者等の方を対象とした「健康管理担当者研修会」を開催し、各所属所の健康状況について所属所健康レポートを配布し、作成委託先のJMDC瀬山様から解説いただき、健康データを分析した結果における当組合の健康課題について所属所の担当者様に共有していただきました。

また、組織としてのメンタルヘルスとして、職員の健康と生産性の関連や相談の応対方法について、グループワークも行い、コーピングデザインの粕谷様に分かりやすいご講演をいただきました。

ライフプラン基礎づくりセミナー を開催しました

とき：令和7年9月17日
場所：福井県自治会館

講演テーマ	講師
「ライフィベントに備えた資産準備」	(財)地域社会ライフプラン協会 片山 晶弘 氏
「からだと心を整えるリフレッシュ体操」	ルネッス 藤村 優紀 氏

例年「もっと早期からライフプランについて知識を得たかった」とのご感想をいただいておりますので、今年度もライフプラン協会の片山氏に、ライフィベントに備えた資産準備について、ご講演をいただきました。

また、栄養及び軽運動について、ルネッスよりインストラクターの藤村様にご講演をいただき、ご参加の皆さんには、実際に体を動かし、ストレッチと軽い筋トレでリフレッシュしていただきました。

50歳からのライフプランセミナー を開催しました

とき：令和7年10月7日
場所：福井県自治会館

とき：令和7年10月8日
場所：パレア若狭

講演テーマ	講師
「人生100年時代を不安なく過ごすための生活設計」	(財)地域社会ライフプラン協会 片山 晶弘 氏
「日常生活に取り入れるリフレッシュ体操」	ルネッス 嶺北会場 玉木 明子 氏 嶺南会場 滝尾 有輝 氏

ライフプラン協会の片山氏からは、退職後を見据えたライフプラン設計の作り方や資産運用の基礎についてご講演いただきました。

栄養及び軽運動について、ルネッスよりインストラクターの玉木様・滝尾様にご講演をいただき、実際に体を動かし、フレイル予防につながる軽いストレッチなどを行いました。

また、当組合より、年金について説明させていただきました。

<お問合せ先 健康管理課>

共済だより R8.1



新年あけまして

おめでとうございます

平素は格別のご愛顧を賜り

厚くお礼申し上げます。

本年も倍旧のお引き立てのほど
よろしくお願ひ申し上げます。



支配人 職員一同、

皆さまのご利用をお待ちしております



10月より宿泊料金を改定しております。
ご予約の際は、下の表をご確認ください。

令和八年

【お料理別料金表】(1泊2食/税・サ込み)

大人	閑散期	通常期	繁忙期
和心(なごみ)	13,800円	14,500円	15,600円
煌季(きらめき)	16,300円	17,000円	18,100円
ステーキ等	16,300円	17,000円	18,100円
年末年始	21,700円		

【お料理別料金表】(1泊2食/税・サ込み)

小学生	閑散期	通常期	繁忙期
小学生セット	9,900円	10,400円	11,200円
幼児料理	8,400円	8,900円	9,700円
年末年始	16,400円		
幼 児	閑 散 期	通 用 期	繁 忙 期
幼児セット	6,100円	6,600円	7,300円
小学生料理	7,800円	8,300円	9,000円
年末年始	10,300円		

ご予約
お問い合わせ

TEL:0776-77-3151
FAX:0776-77-3868
HP▶<https://www.koshiji.biz>

福井県市町村職員共済組合保養所

越路

